

# ふじみ野市 入所に関する注意事項

令和5年9月1日

## 目次

1. はじめに確認していただきたいこと（重要）	1
（1） 入所選考について	1
（2） 放課後児童クラブの入室申請を同時に申し込む方へ	1
（3） 時短勤務(育児時間や短時間勤務)制度の利用に関する基準	1
（4） 希望施設の開園(閉園)時間は事前に必ず確認をしてください	2
（5） 出産予定の子を申し込みたい場合(4月入所申込者のみ)	2
（6） 4月(入所月)から転職する予定の方へ	2
2. 就労、家庭状況等に変更があった時の必要なお手続き	2
（1） 提出方法	2
（2） 提出書類一覧	3
3. 入園してからの留意事項	4
（1） 保育施設の基本的なルールについて	4
（2） 保育料について	5
（3） 「保育を必要とする事由」とは	5
（4） 保育時間について	5
（5） 育休の取扱いについて	6
4. よくある問い合わせ	7

## 1. はじめに確認していただきたいこと（重要）

### （1） 入所選考について

利用調整の基準に基づき、保育の必要性の高い順に入所者を決定します。入所決定後、退職や転職等で、申込時(転所申請を含む)の就労条件を満たしていなければ入所を取り消すことがあります。また、市外より転入予定で申請している人は、必ず入所月の前月末までに住民票を異動し転入手続きをしてください(転入手続きが終わっていない場合は入所を取り消します)。

### （2） 放課後児童クラブの入室申請を同時に申し込む方へ

放課後児童クラブ入室申請を同時に行う場合は、就労証明書の併用が可能です。原本を保育所入所申込、写しを放課後児童クラブ入室申請へ提出してください。

### （3） 時短勤務(育児時間や短時間勤務)制度の利用に関する基準

時短勤務制度を利用できる方とできない方の不公平感をなくすため、制度を利用する場合、1日あたり2時間以内の実働時間の短縮であれば、制度利用前の契約上の就労時間で選考を行い、1日あたり2時間を超える実働時間の短縮や、勤務日数を減らして就労する場合は、短縮後の日数と時間で選考を行います。入所後も同様に、2時間を超える実働時間の短縮や勤務日数を減らした場合または制度利用終了後に元(契約上)の就労時間に戻っていない場合は、退所となります。勤務地が遠く、通勤に時間がかかり通常保育時間内での送迎が困難であることが明らかな

場合は、2時間を超える短縮を認め、契約上の時間で選考します。(保育課へご相談ください)

(4) 希望施設の開園(閉園)時間は事前に必ず確認してください

希望施設の開園(閉園)時間は、事前に確認していただき、勤務先と就労時間や時短勤務について調整した上で就労証明書をご提出ください。「入所した施設の保育時間では、申込時に提出した就労証明書どおりの就労ができない」、「時短勤務制度を利用しても迎えが間に合わない」などの理由で、事前に相談なく、入所後に就労時間を減らすこと、転職することは、選考時の点数が変わり優先順位が変動する可能性があるため認められず退所となります。  
※就労時間を減らすことは原則認めません。転職や就労条件の変更等を考えている場合は必ず事前に保育課へご相談ください。

(5) 出産予定の子を申し込みたい場合(4月入所申込者のみ)

令和6年2月1日までに出産予定の人は「仮申請」という形で申込可能です。申請の予約をし、申請書類一式を用意していただいた上で、①申請書類の申請児童名欄は空欄(出産後に来庁し記載)、②母子手帳の表紙と出産予定日記載欄のコピーを添付し提出いただきます。③健康カードは出産後にご提出となります。  
※出産日が遅れて2月2日以降に生まれた場合は、5月入所の申込扱いとなります。

(6) 4月(入所月)から転職する予定の方へ

受付日に提出した就労証明書の勤務先で3月末(入所月前月末)まで勤務し、4月1日(入所月1日)から転職先で勤務開始かつ実働時間と就労日数が変わらなければ問題ありません。その際は、現在の勤務先の就労証明書(No.3 雇用期間欄に令和6年3月31日(入所月前月末)までと記載)と転職先の就労証明書(No.3 雇用期間欄が令和6年4月1日～(入所月1日))を一緒にご提出ください。3月末(入所月前月末)まで勤務せず間が空く場合は、内定の点数となります。受付時に何も申し出がなく、4月(入所月)から転職した場合(3月末(入所月前月末)まで勤務せず)や就労時間などを減らした場合は、選考時の点数と変わってしまうため入所取消や退所となりますので、4月(入所月)から転職や就労条件変更を考えている場合は必ず受付時にお申し出ください。  
育休復帰せず転職する場合も、受付時に申し出がなく転職した場合は退所となります。

## 2. 就労、家庭状況等に変更があった時の必要なお手続き

(1) 提出方法

転職、退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他家族の状況に変更があったときは、速やかに「**給付認定申請書兼入所申込書記載事項変更・取消届**」(以下、「**変更届**」という)と「**変更内容がわかる書類**」の提出が必要です。変更届には、「誰の」「どのような」変更があったのか詳しく記入してください。保育が必要な理由や日数、時間数、同居家族の増減など家庭の状況が変更した時も必ず提出が必要です(変更による標準時間認定・短時間認定の希望を示してください。○を付けるようになっています)。

利用状況	提出先	締め切り
・入所中の方	保育所等に直接提出	支給認定等の変更を必要とする開始月の前月まで
・入所(転園含む)申請中の方 ・保留中の方	保育課又は大井総合支所	各申請締切日

月の途中で認定区分や保育必要量(保育標準時間/保育短時間)の変更があった場合、新しい認定区分、保育必要量、利用者負担額(以下「保育料」という)の適用は、原則翌月1日からとなります。そのため、その月については変更前の認定区分、保育必要量、保育料が適用となります。

## (2) 提出書類一覧

変更内容		提出書類	
		変更届 注1	その他の必要書類
ふじみ野市外に転出する 転出後も市内の保育所等の利用を継続したい場合は、別途手続き必要。 <b>注1</b>		—	児童福祉法による申請取下届 ※保育所等利用中の場合には、 <u>退所願</u> を提出してください。
市内転居した		○	—
世帯構成に変化があった	結婚や転入で同居の人数が増えた	○	保育の必要性を確認する書類※「ふじみ野市保育所利用のご案内」P3を参照ください。 <u>マイナンバー提供書</u>
	離婚等で世帯員が減った場合		離婚の場合→戸籍謄本、ひとり親家庭等医療費受給者証(表)写し、離婚受理証明書のいずれかひとつ。 祖父母等の同居が解消→添付書類なし
仕事をやめた(求職中になった) <b>注2</b>		○	保育所・無償化対象施設入所に関する求職活動申告書 退職日がわかる書類(源泉徴収票、雇用保険被保険者離職票など)
転職・就職・就労状況(勤務地、就労時間、日数等)が変わった場合 <b>注2</b>		○	就労(予定)証明書 ※自営業者、親族経営の会社勤務の場合、別途提出書類あり。申請時必要書類を参照 就職した3か月後に、 <u>3か月分の就労実績確認書類(給与明細か就労証明書)</u>
申請児童が就労等を理由に認可外施設等の利用を開始した		—	保育室等在園証明書 ※一日4時間かつ月16日かつ月64時間以上の就労等を理由に1か月以上利用した場合
保育標準時間/保育短時間を変更したい		○	就労(予定)証明書 ※自営業者、親族経営の会社勤務の場合、別途提出書類あり。「ふじみ野市保育所利用のご案内」P3を参照ください。
産前産後休暇に入る		○	母子健康手帳の写し(保育時間は標準/短時間選択可) ※表紙と分娩予定日が確認できるページ ※出産後、母子健康手帳内の出生届出済証の写しを提出してください。
現在入所中で、育児休業を取得する。		○	就労(予定)証明書(保育時間は短時間のみ)
育児休業が終了し仕事に復帰する		○	就労(予定)証明書
第3子以降の子どもが保育所等の入所が決まった(生計同一の子どもが3人以上いる家庭のうち、国の多子軽減により保育料が無料にならない第3子以降かつ2歳児クラス以下の児童が該当)		—	多子世帯保育料軽減申請書(毎年度提出)
兄弟姉妹が企業主導型保育施設、療育施設等に入所が決定した		—	在園証明書(兄弟姉妹用)
同じ世帯の方が(身体、療育、精神等)障害者手帳の交付を受けた(在宅の方のみ)		—	障害者手帳の氏名・等級記載部分の写し
入所申請の必要がなくなった		—	児童福祉法による申請取下届
入所申請の内容を変更したい		○	希望別紙

(希望園の変更や順位変更)		
入所決定したが、辞退したい。	－	辞退届
保育所等をやめる	－	退所願
転園したい	－	転所・転園希望届

注1 既に入所している場合は、ふじみ野市の児童として退所する旨の退所届(住民票の異動日の属する月末が退所日)を保育所に提出します。転出しても継続で現在の保育所に通いたい場合は、住民票の異動日の属する月末までに転出先の市町村を通じて必要な申請をすれば、転出した年の年度末までは保育所に通えます。転出先からの申請がない場合、通園できません。保育料は転出先の市町村の保育料算定表で計算されます。

注2 既に入所している場合、退所となってしまう場合があるので、事前に保育課にご相談ください。

### 3. 入園してからの留意事項

保育施設とは、父母、同居の方(18歳以上60歳未満の年齢の全員が対象)が家庭で日中十分に保育ができず、「保育所での保育が必要」という理由のある方が「保育が必要な時間のみ」利用できる施設です。日中の保育がどのようにできないのかについて、提出いただいた書類や各家庭の事情を考慮し、客観的で明確な事由を判断し、必要な分の保育を提供させていただきます(入所決定した施設で、入所申請書類を見ながら事前面接を行い、保育を利用できる時間の調整や、保育の必要性の理由、各家庭の保育における事情の確認を再度行います)。申請時と同じ条件で入所しているかの確認をします。申請内容と違いがあった場合、点数が相違していたことになり、選考した順位で入所できなかった可能性があります。そのため、書類の再提出により、内容を確認させていただきます。(内容によっては、退所になる可能性があります。)1日4時間、月16日以上の就労に満たない雇用契約や実績不足の就労証明書で申請をした方は、入所後、1ヶ月以内に基準を満たした就労証明書の提出をしてください。提出できない場合は、入所してから1ヶ月後に退所となります。

#### (1) 保育施設の基本的なルールについて

- ① 入所後、集団生活に慣れるまでの間、通常の保育時間より短い時間での保育となります。期間や内容は、利用される児童の年齢や保育施設等によって異なります。詳細は、施設にご確認ください。
- ② 各家庭の保育の必要な理由と時間で、保育所の利用時間が異なります。就労の場合は、就労証明書の勤務時間と通勤時間を合わせた時間となります。仕事帰りの夕飯の買い物等は含まれません。お迎え後に買い物に行くようにしてください。
- ③ 標準時間認定であっても「就労後、午後5時までに迎えに行けるが、6時まで延長料金がかからないから6時まで預ける」ということはできません。必要な時間のみの利用になります。
- ④ 保護者のいずれかの仕事が休みの時は、保育所もお休みして、子どもも休息をとるようにしてください。(3歳以上児は保育カリキュラムの関係がありますので、短時間認定の時間内での保育をする場合があります。保育所に確認してください。)
- ⑤ 保育所を利用している方は、保育の必要性が確認できる書類を1年に1回(10月～11月頃)提出していただきます。入所時と同じく、3ヶ月の勤務実績等状況で保育の必要性の確認(保育所継続利用の可否の判断)をします。継続利用可の場合、通知等は送りません。※保護者様に、内容の調査・確認のご連絡をする場合があります。
- ⑥ 入所後、他の保育所へ転所(園)を希望する場合は、「転所・転園希望届」を提出してください。申請中の方と同様に保育の必要性を点数化し、点数の高い方から順番に選考します。転所が決定した場合は、転所で抜けた園に他の児童が入所することになるため、転所を辞退し元の園に戻ることはできませんのでご注意ください。転所・転園申請書は、取り下げの届出を行わないと自動で毎月選考されますのでご注意ください。転所できなかった方で、翌年度も転所を希望する場合、新たに手続きが必要になります(年度ごとに必要)。
- ⑦ 入所後の提出書類や変更書類の手続き等については、卒園(保育所を利用しなくなる)まで同じ取扱いになり

ますので、ご注意ください。

- ⑧ 保育所は月単位の入所決定のため、単月で1ヶ月以上のお休みはできません。単月で1ヶ月以上休む場合は退所となります。ただし、下の子の産前産後休暇(産前6週・産後8週)で里帰り出産をする場合には単月で1か月以上のお休みが可能です。また、休んだ期間においても、保育料等は通常通りお支払いいただきます。
- ⑨ 介護・看護で入所した場合、入所時の保育が必要な量と同じ時間・日数以上の介護・看護が必要な場合に保育所を継続して利用できます。入所後3ヶ月間の介護、看護の状況を確認します。1日の流れ、1ヶ月の介護・看護の状況を自分で作成し提出してください。就労と併せて、介護・看護も行う場合、入所後3ヶ月の実績の提出時、就労証明書と介護・看護の状況を提出し、就労と介護・看護を併せてどのように保育が必要な状況だったかを、1ヶ月ごとに記載したものを提出してください。介護・看護が不要になった場合は、その月の月末で退所となります。
- ⑩ 災害復旧で入所した場合、入所後3ヶ月の災害復旧の状況の報告を提出します。1日の流れ、1ヶ月の災害復旧の状況を自分で記載し提出してください。災害復旧が終了したら、保育所は復旧が終了した日の月末で退所となります。

## (2) 保育料について

- ① 保育が必要な理由が変わり、保育必要量や認定区分を月の途中で変更した場合は認定の変更届が必要です。遡って認定の変更はしませんので、翌月から認定内容を変更します。「標準時間」・「短時間」が変更になった場合、併せて月額保育料も変更します。通知は変更月の20日過ぎに保育所を通して渡します。
- ② 変更届は保育所が開所している月末までに保育所へ提出すれば翌月から変更します。
- ③ 保育料の納付方法  
保育料は毎月口座振替となりますので、口座振替の申込書(入所承諾通知に同封)を指定の銀行又は郵便局(ゆうちょ指定様式)で早めに手続きしてください。  
▶認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設の場合は、保育料を施設で直接徴収するため、施設へ確認ください。  
▶3歳児以上は無償化(保育料0円)となりますが、公立保育所に入所のお子さんは、給食費の引き落としがあるので口座登録が必要です。私立保育所に入所のお子さんの給食費等については、各保育所へお問い合わせください。
- ④ 埼玉県が行う多子世帯軽減事業の該当者  
3人以上の子どもを保育している家庭で第3子以降で3歳児未満(2歳児クラスまで)の保育料を無料とします。入所決定後に別途申請が必要です。該当する場合は毎年申請が必要です。

## (3) 「保育を必要とする事由」とは

- ① 保育が必要な理由には、1日4時間かつ月16日かつ月64時間以上の理由が申請時に必要です。月16日以上保育が必要という理由で、保育所を1ヶ月単位の月極(保育の必要性の認定)で利用することができます。月16日未満であれば、一時保育施設をご利用ください。  
※月16日未満の就労でも申請はできますが、保育所に入所することが決まった場合、入所が決定した月から月16日以上勤務で働くことが条件になります。また、申請時の実働時間を下回ることはできません。
- ② 就労内容など、申請時の「保育の必要性」の実態が伴わない場合は、退所になります。しかし、家庭の事情等他に保育が必要な理由が何かございましたら、登園状況等も把握する必要がありますので、保育所へ相談してください。

## (4) 保育時間について

保育が必要な量によって「標準時間」「短時間」のどちらかに認定します。就労等で保育所の送迎が8時から16時(保育所によって多少異なります)までに間に合う場合は「短時間」と認定されます。また、「保育が必要な理由」

のうち、「求職活動」と「既に入所中の上の子継続のための育児休業」の場合は「短時間」となります。これ以外の理由は「標準時間」の認定となりますが、利用保育所の許可があり、変更届で希望すれば「短時間」に変更することができます。

保育所(園)の入所申請の際に同時に「保育の必要性の認定」を受けることとなりますが、保育所に入れなかった場合にも、認定は受けることとなります。そのため、保育の必要量や認定内容に変更が生じた場合には、認定の変更届が必要です。認定は月ごとの変更のため、月途中で変更した場合、翌月の1日から認定変更となります。

#### (5) 育休の取扱いについて

##### ① 育児休業とは

育児・介護休業法上の育児休業のことを指し、以下のような場合は該当しません。

- ・個人経営の自営業の育児休業取得
- ・一度退職扱いとなり、再雇用となる場合（特にパート・アルバイトの方など）
- ・育児休業終了までに雇用期間が満了し、更新がされない場合
- ・職場の就業規則等がなく、独自の制度で育児休業を取得している場合

##### ② 第二子以降の児童のための育児休業で、上の子を保育所に継続して預けたい場合について

育児・介護休業法に基づく育児休業期間の記載がある就労証明書と認定希望及び変更内容が記載された変更届を保育所へ提出してください。

※育児休業終了後、元の勤務先に復職することを条件に、特例として上記の書類を提出することにより継続して預けることができます。

※基本的には育休該当児童が1歳に到達する日までですが、出産児が1歳に到達する日までに入所申込みをした方で就労復帰予定時に保育所に入所できなかった場合は、最長で出産児が1歳に到達した年度の3月まで上の子の継続入所を認めます。育児休業を会社の福利厚生等で2年以上取れるため、育休を2年以上取る場合は、出産された子どもと共に上の子も家庭で保育を行い、待機児童に保育所の入所枠を譲ってください。

※翌年度の4月入所申請は、前年の10月～11月頃になりますので、忘れずに申請を行ってください。

##### ③ 育児休業中の支給認定について

保育の必要量の認定は「短時間」となりますが、育休該当児が保育所に入所できたことで、保護者が就労復帰する場合に、就労時間と通勤時間次第で、認定証を「短時間」から「標準時間」へ変更する事ができますので、通園中の保育所で変更届を受け取り、許可を受けて保育所へ提出してください。**保育所からお知らせしません**ので、ご自身で保育所へ連絡してください。

例1) 下の子の育児休業取得中で既に在園中の上の子がいる。新規入所で4月より下の子が入所できた。育児休業を4月末日まで取得し、5月から就労復帰するので上の子の認定も5月から標準時間にしたい。

→育児休業の取得期間を記載した就労証明書と「5月から上の子を標準時間認定に変更」と記載した変更届を**下の子の入所月の15日（土・日・祝日の場合は直前の平日）までに併せて提出する。**

例2) 下の子の育児休業取得中で既に在園中の上の子がいる。新規入所で4月より下の子が入所できた。育児休業を4月10日まで取得し、4月の途中（11日）から復帰するので上の子の認定も4月から標準時間にしたい。

→育児休業の取得期間を記載した就労証明書と「4月から上の子を標準時間認定に変更」と記載した変更届を併せて**3月末日までに提出する。**

##### ④ 新規申し込みの方の育児休業の取り扱い

新規で申請するお子さんの場合、「育児休業を取得するため保育園を利用したい」という理由は認められません。申請時から育児休業を取得するのであれば保育の必要性はないという認識になるためです。

#### 4. よくある問い合わせ

就 労	<p>Q：入所(転所)決定後、雇用契約内容を変更して、勤務時間・日数を減らすことにしました。保育所の継続利用は可能ですか？</p> <p>Q:入所(転所)申請時に提出していた就労証明書の内容(会社、時間、日数等)が変わってしまった。</p> <p>A：入所(転所)申請時の就労内容で点数を付け選考されています。そのため、勤務時間や日数を増やす場合は問題ありません。しかし、減らす場合は、点数も下がり、選考時にその点数だったら決定した保育所に入れなかったこととなりますので、退所になります。保育所入所(申込)の最低基準である1日4時間かつ月16日かつ月64時間以上の勤務を満たしていても、入所(転所)時の就労条件を満たしていなければ入所継続はできません。</p> <p>(※子どもの病気による欠勤や早退等の理由(お薬手帳の写し等の証明書類)がある場合を除く)</p>
	<p>Q：雇用契約上、最低勤務時間の条件を満たしていれば、勤務日数や収入の実績が伴わない場合でも保育所に入所継続できますか？</p> <p>A：特に在園児においては必要に応じて実績も確認させていただきます。(毎月実績の提出が必要)。直近3ヶ月の勤務実績が足りない部分について、休暇や病気・怪我などで休んだ事実が確認できる場合は認められます。なお、確認できる場合とは、就労証明書や診断書等の客観的な書類により判断が可能な場合に限ります。</p>
	<p>Q：4月に入所できた場合はいつまでに育休を切り上げる必要がありますか？</p> <p>A：4月末(入所月の末日)までです。5月1日(入所翌月初日)には会社に復帰していないと退所になります。(ゴールデンウィークで5月3日まで祝日で会社が休みだったとしても、育休での休みは4月末まで、5月1日には復帰していることが必要となります。)5月以降の入所においても、考え方は同じです。育休が入所月で切り上げられない場合は、翌月で退所となります。育休を切り上げる事ができる入所月の締め切りまでに再度申請してください。</p>
	<p>Q：育休復帰後は、会社に時短勤務の制度があるため日数や時間を減らして勤務する予定です。入所選考や入所後に影響はありますか？</p> <p>Q：会社に時短勤務の制度はあるが、どのように時短勤務をするかは申込み時点で未定です。入所選考や入所後に影響はありますか？</p> <p>A：時短勤務をすることが申込み時点で決定している場合、就労証明書に時短勤務の内容を記載していただくことになっています。1日あたり2時間以内の実働時間の短縮であれば、契約上の時間で選考します。それを超える短縮の場合は、短縮後の時間で選考します。勤務日数を減らす場合にも、減らした日数で選考します。また、申込み時点で時短勤務の内容が未定で、就労証明書に記載がない場合でも入所選考に影響はありません。入所後に時短勤務をする際、1日の実働時間の短縮は2時間以内なら問題ありませんが、それを超える短縮や勤務日数を減らす場合には退所となります。</p> <p>※ただし、勤務地が遠く、通勤に時間がかかり通常保育時間内での送迎が困難であることが明らかな場合は、2時間を超える短縮を認め、契約上の時間で選考します。</p>
	<p>Q：会社の時短勤務制度を利用し2時間を超えて勤務時間を短くすることは可能か。</p> <p>A：会社の福利厚生を利用し、1日あたり2時間以内の実働時間の短縮は可能です。2時間を超える短縮については認められず、退所となります。日数を減らす場合も退所となります。</p> <p>※通勤時間が長く通常保育時間内での送迎が困難であることが明らかな場合は、2時間を超える短縮を認めます。</p> <p>(条件)</p> <p>就労証明書には雇用契約上の勤務状況を記入してもらい、併せて時短勤務を取得する状況も記入しても</p>

らうことで、会社の時短勤務制度を利用していると判断します。両方の就労時間が記載されていることが条件です。

例) 選考時→入所後

①常勤、1日7.5H、週5勤務(10点)→常勤、時短制度取得、1日6H、週5日勤務=○

②常勤、1日7.5H、週5勤務(10点)→常勤、時短制度取得、1日4H、週5日勤務=× 2時間を超えるため

③常勤、1日7.5H、週5勤務(10点)→常勤、時短制度取得、1日8H、週4日勤務=×日数が減っているため

④勤務地が遠く、通勤時間が片道1時間30分以上かかるため、通常保育時間に間に合わない。

→就労証明書を確認し、通常保育時間内での送迎が不可能と判断した場合は、2時間を超える短縮を認めます。

Q: 就労先が2カ所あり、ダブルワークの場合の提出書類は?

A: 2カ所の就労によって保育の必要性を判断するため2カ所の就労証明書を提出。就労証明書の記載だけでは実績等の判断が難しい場合にはシフト表やその他の書類の提出をお願いすることがあります。

※その他の書類の例・・・1日の就労状況、1ヶ月の就労実績を併せて記載したもの(2カ所勤務することで、勤務時間や曜日等がどのような実績になり、保育が必要な部分はどの時間帯・曜日であるのかを確認できるもの)。

Q: 就労内定(「就労予定」に☑された就労証明書)で入所した場合の手続き方法は?

A: 同じ会社で「就労中」に☑された就労確定の就労証明書を入所月の15日までに入所施設に提出します。提出できない場合は退所となります。

Q: 自営または、親族経営の場合の提出書類は?(ここで言う自営または親族経営とは、自分または親族が就労証明書を書く事になる状態を言います。税務関係上の自営とは違います)

A: ①一日(1週間)・一月のスケジュール※任意様式(市に参考例有)、②直近3ヶ月のひと月ごとの収入のわかる書類(入金わかる通帳のコピー、なければ帳簿、売上げ書類等、請求書や納品書当等)、③その他必要に応じて実態のわかる書類等の提出を求める場合があります。確定申告や税の申告では、経費等も引かれており、1年間の勤務状況の申告のため保育課で確認したい内容ではありません。お手数をおかけして申し訳ありませんが、ご自身又は親族の方が就労証明書等を記載することになるので、収入や勤務の裏付けとなる書類の提出が必要になります。

また、親族の会社で給与所得がある場合は、専従者控除等と異なり、申告や書類の提出が税関係の部署と一致しているか、会社からの給与報告書等税関係の書類と照合させていただく場合があります。

Q: 自営業で育児休業制度がない。出産後も保育所を継続できるか。

A: 入所中に認定が「妊娠・出産(産前・産後)」に変わる場合は、仕事に復帰しないと産後休暇(8週間)後の属する月の末日に退所となります。

Q: 就労証明書で、雇用期間に期限がある場合の手続きは?

A: 雇用期間内のみ保育所に入所します。その後は退所です。契約更新した場合は更新前月の15日までに就労証明書をご提出ください。その場合は保育実施期間を延長できます。

Q: 育休復帰予定で新規入所したが、認定が保育標準時間だった。

A: 新規入所で育休中の方は入所月の翌月1日までに復帰するのが入所の条件ですので、申請時に提出された就労証明書で保育の必要性の認定をしております。就労証明書等で朝8時から16時(または8時30分から16時30分)までに保育所に送迎が可能な方は短時間の認定としておりますが、就労時間を延ばす予定の方は標準認定で認定しております。また、時短勤務取得または取得予定の方は、時短勤務の時間を見て標準時間の認定か短時間の認定か判断します。そのため、慣らし保育や育休中で入所月は仕



	<p>事を休んでいる場合でも、就労証明書で朝や夕方の延長時間に送迎が重なる方は標準認定になります。</p> <p>Q：ボランティアなど無給の仕事をしている場合、保育所に入所継続できますか？</p> <p>Q：親族や夫が経営する会社の手伝いをしていますが、就労を事由に入所継続はできますか？</p> <p>A：給与収入など対価を伴わない労働については、保育の必要性のある就労とは、みなされないため、そのままの状況では保育所に入所継続はできません。埼玉県最低賃金×64時間（申請時の就労時間）の金額以上の収入がある就労をする必要があります。入所申請時には、就労証明書に記載のある勤務日数、時間数、収入額の裏付けとなる書類も提出ください。</p> <p>自営等、ネットショップ運営、ネットオークション等、仕事や働き方の多様性から、「趣味」の意味合いが強い場合は就労と判定しないためです。</p> <p>例）ネットショップで運営管理業→売上げ毎月0円→就労しているのか不明のため×</p> <p>例）ネットオークションで出品→売上げ毎月2000円→他で就労していても片手間にできるのでは？×</p> <p>例）売上げ毎月100万円→取引量が多く、就労として片手間では無理そうだ○</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">妊娠・出産（産前産後）</p>	<p>Q：入所中に第二子以降の妊娠・出産をした場合の手続きについて教えてください。</p> <p>A：①就労の理由で入所した場合、育児休業制度がない場合(自営業など)は仕事復帰しないと産後休暇（8週間）後の属する月の末日に退所となります。</p> <p>②生まれたら育児休業を取得する場合は、変更届と育児休業の期間の記載のある就労証明書（出産後でない育児休業の開始日と終了日が確定しないため、出産後に発行したもの）を提出してください。</p> <p>※短時間認定への認定変更も併せて変更届に記入してください。</p> <p>※②の届出によって、保育の必要性の理由が「育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」（後述）の理由で「短時間認定」へ変更になります。</p> <p>Q：申込みの時点で、妊娠中で、出産後育休を取得する予定です。その場合、上の子の入所申込みはできますか？</p> <p>A：入所月の前々月から入所月の翌々月の5ヶ月間に入所児童の母親の出産があった場合は、申込み時の「保育を必要とする理由」の種類に係わらず、母親の出産が「保育を必要とする理由」になります。このため、産後に就労復帰せず、育休を取得する場合、保育の必要性の認定期間及び保育施設の在籍期間は、出産日の8週間後の月末までとなります。産後に就労復帰の場合は、申請時、就労証明書の提出が必要となります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保護者の疾病・障がい</p>	<p>Q：疾病のため保育ができない場合の提出書類は？</p> <p>A：診断書（市様式）、障害者手帳、介護認定証等が必要です。保護者の疾病、障害、介護の状況と、日中の保育ができない状況ついて、客観的で明確な事由によって、保育所の利用できる時間、日数の確認をします。各家庭の状況によって提出する書類が異なりますので、保育所、保育課にご相談ください。</p> <p>Q：病気・障がい等によって、保育所を利用できる基準を満たす就労（1日4時間、月16日勤務）はできないが、少し就労している。</p> <p>A：診断書（市様式）や障害者手帳、介護認定証等の写しは申請時に提出しているので、勤務先の就労証明書を提出してください。</p> <p>Q：病気・障がい等によって保育所を継続利用する場合は</p> <p>A：病気・障がい等の「状況」や「治療期間」、症状により「日中の保育ができない」という記載のある</p>

	<p>診断書（市様式）を提出してください。</p>
求職活動	<p>Q：求職中で入所し3ヶ月以内に就職が決まっていない場合どうなりますか？ A：3ヶ月以内に就職が決まらない場合、退所となります。 （例）4月に求職活動を事由として入所したが3ヶ月以内に就職が決まらなかった。 6月末で退所となります。入所継続のためには、保育実施期間の最終月の15日までに就労証明書を提出することが必要です（入所した月から数えて3ヶ月目の15日）。 求職活動で入所した方 ※入所できる期間が限定されています（慣らし保育期間も含めて3ヶ月） 3ヶ月後に、就労証明書通りに就労しているか実績を確認しますので、給与明細書等の勤務日数や勤務時間がわかる書類のコピーか、実績が3ヶ月記載された就労証明書のどちらかを提出してください。実績が保育所を利用できる基準を満たさない場合は退所になります。勤務の実績が基準を満たさなかった理由がありましたら、内容がわかる書類を添付して併せて提出してください。 例）子どもが熱を出したので、仕事を休んだ→お薬手帳の写しや病院の領収書の写しを添付</p>
	<p>Q：4月に入所しましたが、7月に退職し転職を考えています。求職活動期間は3ヶ月認められるのでしょうか。 A：必ず退職する前にご相談ください。入所後の求職活動期間については、前職の退職日や就労実績等により市が指定します。入所(転所)して1年間同じ仕事を継続し、実績不足等がなければ、求職活動期間を3ヶ月間認めることができますが、入所(転所)して1年間経っていない、または入所後に転職して1年間経っていない方は、求職活動期間を認められませんので、退職後あいだを空けずに転職しないと退所になります。(事前相談が必要)また、転職先の就労条件は、前職と同じでないと退所になります。(例)4月入所して7月退職 → 8月1日から転職先で勤務開始 ※事前に保育課へ相談の上、やむを得ず求職中になる場合は、変更届+求職活動申告書+退職日のわかる書類（退職証明書、源泉徴収票、離職票等のいずれか）を提出してください。 ※求職活動の場合は、「短時間認定」のため、月途中で就労し「標準時間認定」へ変更したい場合は、変更届と就労証明書を提出しますが、認定内容が変わるのが翌月なので、就労開始月は延長保育料金を支払い、保育所を利用することができます。</p>
就学	<p>Q：提出書類は？ A：「在学証明書」+1日の流れ、1ヶ月の就学の状況を自分で記載し提出してください。併せて学校のパンフレット、カリキュラム等でどの時間が授業中なのかわかる書類の提出も必要です。</p>
	<p>★就学時間が短い場合、併せて就労もしている →「在学証明書」+「就労証明書」と、1日の流れ、1ヶ月の就学と就労を併せた状況を自分で記載し提出してください。併せて、学校のパンフレット、時間割でどの時間が授業中なのかわかる書類の提出も必要です。 ★就学には、職業訓練校も含まれます。就学の期間（卒業するまで）までの保育所利用となります。 例1）ネイルサロンでのワークショップ受講のため保育所を利用する→趣味・習い事に近いもの→× ハローワークで職業訓練校の中のネイル資格取得講座を受講→その後の就労のためになる→○ 例2）自動車教習所で普通免許の取得→保育所を利用する理由としては× →子どもがいても教習所に通えるよう保育室がついているため、保育所に預けなくても自動車教習所に通えるからです。 自動車教習所で輸送業を行うための2種免許(タクシー運転手・運転代行等)の取得→職業としてキャリアアップし就労するため、保育所を利用する理由としては○</p>

育 児 休 業	<p>Q：育休中に申込み、入所しましたが、復帰しないまま転職・退職した場合はどうなりますか？ A：申込時の状況で選考を行っているので入所申込時の状態で復帰しない場合は退所となります。育休を取得した会社には復帰せず退職した場合、3ヶ月の求職活動をすることはできません。育休中の就労証明書の会社に復帰しなければ退所です（求職活動となると、点数が低く、順位が下がり、他の点数の高い方が本来は入所できたことになるため）。</p> <p>Q：育休延長したいので保育所に入りたくありません。申込書にどのように記載すれば良いですか？ A：必要としているから申込みというのが前提のため、点数を下げるなどをして、結果を保留にすることはしていません。通常通りお申込みください。入所決定した場合、保留通知を発行することはできません。</p>
そ の 他	<p><b>【申込受付について】</b></p> <p>Q：早く受け付けした方が有利になりますか？ A：点数での利用調整となるため早く受け付けたからと言って有利にはなりません。</p> <p>Q：前年度申し込みをされていて保留児となった場合、翌年度の申し込みで有利になりますか？ A：年度ごとの申込書類で点数をつけて利用調整を行うため有利にはなりません。</p> <p>Q：月の途中からの入所を希望していますが、申込みはできますか？ A：入所日は各月1日ですので、月の途中からの入所はできません。</p> <p>Q：途中入所申請はいつまでですか？ A：12月入所の申請締め切りまでとなります。なお、1月～3月の入所選考はありません。1月～3月生まれの方で、1月～3月の間は選考を行っていないという証明書が必要な方は、11月11日(入所保留中の方は11月21日)以降に、運転免許証等のご本人確認書類を持って窓口にお越しいただければ、証明書を出すことができます。</p> <p>Q：4月入所の申込受付の際、いろいろ聞きながら申請書を書きたいのですが。 A：受付当日は時間が限られていますので、申請書を全て記入した状態でお持ちください。記入が終わっていない状態ですと、他の空いている日時に改めて受付となりますのでご了承ください。</p> <p>Q：ふじみ野市に転入予定ですが、選考はどうなりますか？ A：転入誓約書や不動産売買契約書等で、入所希望月の前月末日までに転入すること及び転入する場所と入居日(引渡日)が確認できる場合は、ふじみ野市民として選考します。この場合、転入後、速やかに保育課でふじみ野市の申請書による手続きが必要です。転入場所等が確認できない場合は、申請を受け付けられません。</p> <p>Q：市外に在住で転入予定がない場合、ふじみ野市の保育所に利用の申し込みはできますか？ A：市民優先の選考を行っています。空きがある場合でも、それは転入予定の方や、希望変更の方のためのものであり、転入予定のない市外の方の申請は受け付けておりません。</p> <p><b>【申込みに必要な書類について】</b></p> <p>Q：申請書を早めに提出したいのですが、提出する証明書等に有効期限はありますか？ A：申込日から3ヶ月以内に発行された書類(健康カードは1ヶ月以内)を提出してください。</p> <p>Q：障がいがあると思われる児童で、療育手帳等の交付は受けていない場合、提出するものはありますか？ A：集団保育が可能かどうかを確認するために医師から診断書の交付を受けて提出してください。</p> <p>Q：離婚を前提とした別居をしているが離婚は成立していない場合、就労証明書等の保育の必要性の証明書類や課税証明書など、必要書類は、両親どちらかの分だけ提出すれば良いですか？ A：離婚調停が開始されていることが確認できる書類の提出がない場合、保育の必要性の証明書類等は両親ともに必要となります。提出が困難な場合はご相談ください。</p>

Q：内縁関係のパートナーがいる場合、提出書類はどうなりますか？

A：婚姻や同居をしていなくても、内縁関係や生活費の援助を受けているパートナーがいる場合には、通常の世帯と同様に、パートナーも就労証明書等の書類の提出が必要になります。また、ひとり親世帯であっても生計が同一と考えられる同居人がある場合は、その方も扶養義務者とみなし、保育料の算定根拠に含めます。

Q：保護者が拘留や行方不明等により不在となった場合の必要書類は？

A：拘禁証明書、行方不明者届受理証明書などの提出が必要になります。

【入所選考について】

Q：希望する園は1つだけの方が入所しやすいですか？

Q：希望順位が高い方が優先されますか？

Q：園に見学に行ったほうが入所しやすくなりますか？

A：希望する園の数、園に見学に行ったかどうかは、選考に影響しません。入所選考は、保護者の方から提出していただいた申込書類に基づき、保育の必要性の程度に応じて順位を決め、順位の高い方から希望保育所への入所を決定します。同点の場合は、希望順位が高い方が優先されます。なお、希望する園に記載されていない園は、選考を行いませんので、利用を希望する園は、全て記載してください。希望する園数に制限はありません。

Q：上の子で保育料の未納がありますが入所選考で不利になりますか？

A：申込時点で保育料の滞納がある場合は不利となります。

Q：早生まれに加点はありますか？

A：ありません。

Q：単身赴任の加点はありますか？

A：ありません。単身赴任者の書類も必要です。保育料も父母で算定します。

Q：第4希望の保育所に入所が決まりましたが、思っていたより遠く、園の雰囲気も合わないので辞退したいです。入所を辞退した場合、次の入所選考で不利になりますか？

A：希望した園は通園可能という前提で選考します。辞退した場合、次の選考で不利になります。

Q：現在保育士として働いていますが、入所選考で有利になりますか？

A：保育士資格等を有し、認可保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業所に1日6時間、月20日以上勤務する場合、入所選考の際有利になります(資格取得内定(保育士証待ち)・勤務予定含む)。

※転園希望の方も含みます。

※勤務施設からの就労証明書の提出がある場合に限りです。

※契約上実働6時間以上でも、時短勤務で実働6時間未満の場合は、有利になりません。

※勤務地が市外であっても対象になります。